

仕様書

1 業務名

自立支援型ケアマネジメント体制強化事業業務委託

2 目的

高齢者が元気に生活し続けることができる地域づくりを推進するため、自立に向けて支援が必要な高齢者を短期集中予防サービス等の自立支援型サービスにつなげる仕組みを構築することが必要である。

については、本業務では、ICTを活用し、効果的で適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントの質の向上・平準化に取り組むとともに、地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント業務の負担軽減を支援することを目的とする。

3 委託金額の上限

4, 309, 690円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務の実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 委託業務内容

(1) 介護予防ケアマネジメント支援システム※導入成果研修会の開催（2回）

県内市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした研修会を開催し、介護予防ケアマネジメント支援システム※の導入成果を伝えるとともに、当該システム等によって得られたデータ等を活用した地域課題等の分析など、分析データの活用事例についても説明を行うこと。

なお、導入成果の説明にあたっては、業務負担の軽減に加え、業務における質的向上についても言及すること。

また、研修会の参加者は各30名程度で、集合もしくはオンラインによる開催とする。

(※) 本業務における介護予防ケアマネジメント支援システムとは、ICTを活用し、介護予防ケアマネジメントにおける高齢者の日常生活における課題分析（アセスメント）及び介護予防サービス・支援計画書の作成等を補助・支援するシステムをいう。以下同じ。

(2) アウトリーチ型介護予防ケアマネジメント支援システム導入研修会の開催（11回）

市町村又は地域包括支援センター等に出向き、実際に介護予防ケアマネジメント支援システムの操作等を体験できる研修会を開催する。

なお、研修会の開催にあたっては、ケース事例等を準備する等、適切なアセスメントに基づき高齢者の自立に向けた目標設定がなされるための工夫を施すこと。

また、当該研修会の開催に際しては、県、市町村等と協議の上、日程調整を図るものとする。

(3) 業務管理運営

本業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに

に、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告すること。

(4) 成果物

上記(1)～(3)に基づき、具体的実施項目として記載した内容についてその実績、その成果と課題に関する考察を取りまとめた事業報告書を作成し、成果物として県に提出すること。

6 その他業務実施上の留意事項について

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。